

上越市グループホーム利用者負担金助成事業について

上越市では、特に生計が困難な人が認知症対応型グループホームを利用した際に支払う家賃等の一部を助成します。

対象となる方

助成を受けることができる人は、以下の全てに該当する人です。

- ① 本人及び世帯員の中に、令和7年度分の市民税が課税されている人が1人もいないこと。
- ② 本人及び世帯員の令和6年中の収入の合計額が、本人のみの世帯で 150 万円、世帯員が1人増えるごとに 50 万円を加えた額以下であること。
- ③ 本人及び世帯員が所有する現金、預貯金及び有価証券の合計額が、本人のみの世帯で 350 万円、世帯員が1人増えるごとに 100 万円を加えた額以下であること。

世帯員の人数	② 収入の上限	③ 現金、預貯金及び有価証券の合計額の上限
1人(本人のみ)	150 万円	350 万円
2 人	200 万円	450 万円
3 人	250 万円	550 万円
4 人	300 万円	650 万円
5 人	350 万円	750 万円
(+1人)	(+50 万円)	(+100 万円)

- ④ 本人及び世帯員が所有する土地及び家屋(本人及び世帯員が居住するために所有するものを除きます。)の令和7年度の評価額の合計が 1,000 万円以下であること。
 - ⑤ 令和7年度分の市民税が課税されている人が行った令和6年分の扶養控除の申告において、扶養親族となっていないこと。
 - ⑥ 令和7年度分の市民税が課税されている人が加入する医療保険(健康保険、共済組合など)において、被扶養者となっていないこと。
 - ⑦ 介護保険料を滞納していないこと。
- ※ ①から⑦までの全てに該当する場合であっても、生活保護を受けている人及び保険給付の制限の措置を受けている人は対象となりません。

◆本人の収入金額に応じて、下記のように利用者負担段階が分かります。

第2段階A : 本人の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円以下の人

第2段階B : 本人の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円を超える人

第3段階 : 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円を超える人

※ 利用者負担段階別の助成額については 2 ページを御覧ください。

助成額

助成の対象となる費用及び助成額は、以下のとおりです。

利用者負担 段階	助成の対象 となる費用	助成額	
		左記費用の合計が 70,000 円／月以下の場合	左記費用の合計が 70,000 円／月を超える場合
第 2 段階 A	家 賃 食材料費 光熱水費	35,000 円／月を超えた額 (上限 25,000 円／月)	45,000 円／月を超えた額 (上限 45,000 円／月)
第 2 段階 B		35,000 円／月を超えた額 (上限 15,400 円／月)	45,000 円／月を超えた額 (上限 35,400 円／月)
第 3 段階		35,000 円／月を超えた額 (上限 25,000 円／月)	45,000 円／月を超えた額 (上限 45,000 円／月)

※ただし、1か月に満たない利用の場合は、助成額が異なります。詳細は下記へお問い合わせください。

助成を受けるには・・・

助成を受けるためには、市に申請を行い、助成の対象者として認定を受ける必要があります。

申請に必要な書類

- * 上越市認知症対応型グループホーム利用者負担金助成認定証交付申請書
- * 収入申告書 * 資産申告書 * 同意書

※ このほか、収入を証明する書類や、預金通帳等の写しなどを添付していただく必要があります。

■上記の申請書、収入申告書、資産申告書、年金の情報提供に関する同意書は、上越市役所(高齢者支援課)のほか、南・北出張所及び各総合事務所 市民生活・福祉グループの窓口に用意してあります。

■郵送によるお取り寄せも可能です。下記へお問い合わせください。

■上越市介護保険ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/kaigo/>

なお、認知症対応型グループホーム以外の介護サービスに係る利用者負担金の助成については、「上越市介護保険サービス利用者負担金助成事業について」を参照してください。

御不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

上越市 高齢者支援課 賦課給付係

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話番号 025(520)5706 内線1195 Eメールアドレス kaigo@city.joetsu.lg.jp